

玉東町分別収集計画

平成 23 年 4 月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 計画の対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の種類区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第 2 条第 6 項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第 2 条第 6 項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当町の最終処分場は残余容量が9年分しかないにも係わらず、次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①関係者が一体となった快適なまちづくり
- ②ごみの排出抑制、リサイクルを目指した地域社会づくり
- ③町民・事業者参加型の取組みの展開
- ④容器包装廃棄物以外の資源化を促進

中間処理は、有明広域行政事務組合「東部環境センター」(以下「東部環境センター」という。)で行う。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1項)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	85	85	84	83	82

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、方策の実施にあたっては、町民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し相互に協力・連携を図る。また、廃棄物減量等推進員を設置し積極的なリサイクル活動を推進する。

☆啓発活動の充実

ア 地域社会の集団回収の取組みを推進する。

イ 商品の過剰梱包を抑制し、簡易包装を求める意識を啓発する。

ウ 買物袋を持参するマイバック運動を推進する。

エ 詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を用いた商品を積極的に選択することを啓発する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の種類区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、玉東町が有する収集機材、東部環境センターの処理施設等を勘案し、収集にかかる分別の区分は下記右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第
二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	23年度(合計)		24年度(合計)		25年度(合計)		26年度(合計)		27年度(合計)	
	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量
主としてスチール製の容器	7t		7t		7t		7t		7t	
主としてアルミ製の容器	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
無色のガラス製容器	11t		11t		11t		11t		11t	
	0t	11t	0t	11t	0t	11t	0t	11t	0t	11t
茶色のガラス製容器	14t		14t		14t		14t		13t	
	0t	14t	0t	14t	0t	14t	0t	14t	0t	13t
その他のガラス製容器	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
	0t	2t	0t	2t	0t	2t	0t	2t	0t	2t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主として段ボール製の容器	16 t		16 t		16 t		15 t		15 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
	0t	1t	0t	1t	0t	1t	0t	1t	0t	1t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	10 t		10 t		10 t		10 t		10 t	
	0t	10t	0t	10t	0t	10t	0t	10t	0t	10t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (うち白色トレイ)	17 t		17 t		16 t		16 t		16 t	
	0t	17t	0t	17t	0t	16t	0t	16t	0t	16t
	0t		0t		0t		0t		0t	
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
5,682 人	5,643 人	5,604 人	5,565 人	5,526 人
99%	99%	98%	98%	97%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたり、収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について下表に示す。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	缶	コンテナ収集	委託業者
	アルミ製容器		コンテナ収集	委託業者
ガラス	無色のガラス製容器	透明びん	コンテナ収集	東部環境センター
	茶色のガラス製容器	茶色びん	コンテナ収集	東部環境センター
	その他の色の ガラス製容器	その他びん	コンテナ収集	委託業者
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	コンテナ収集	委託業者
	段ボール	段ボール	コンテナ収集	委託業者
	紙製容器包装	その他紙	コンテナ収集	委託業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	コンテナ収集	東部環境センター
	プラスチック製 容器包装	プラスチック	コンテナ収集	東部環境センター

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第 8 条第 2 項第 5 号)

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶	コンテナ	2t ゴミ収集車	直営
アルミ製容器		コンテナ	2t ゴミ収集車	
無色のガラス製容器	無色びん	コンテナ	2t ゴミ収集車	東部環境センター 選別・保管
茶色のガラス製容器	茶色びん	コンテナ	2t ゴミ収集車	東部環境センター 選別・保管
その他の色の ガラス製容器	その他びん	コンテナ	2t ゴミ収集車	直営
飲料用紙製容器	紙パック	コンテナ	2t ゴミ収集車	直営 東部環境センター 保管
段ボール	段ボール	コンテナ	2t ゴミ収集車	直営 東部環境センター 保管
紙製容器包装	その他紙	コンテナ	2t ゴミ収集車	直営
ペットボトル	ペットボトル	コンテナ	2t ゴミ収集車	東部環境センター 選別・圧縮・梱包・ 保管
プラスチック製容器包 装	プラスチック	コンテナ	2t ゴミ収集車	東部環境センター 選別・圧縮・梱包・ 保管

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第 8 条第 2 項第 7 号)

- 町民や事業者の意見、要望を反映させ容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、東部環境センターを構成する玉名市・玉東町の住民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制を整備する。
- ごみ出しカレンダーにより、分別排出を徹底する。